



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(14 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221862)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



米原長

ト務大臣國務長官會議に於ける安全保障問題

問題の取扱に付す件

三・九八

米原長

一 今回の外務大臣國務長官會議に於ては、安全保障問題の
 點に關しは、先般總理より御指示ありたる通り、日本憲法に抵
 觸せざる相互援助條約を考へんと云ふこと、中心課題となる為事
 である。而して東京に於ける準備會議に徴するも、在米米使は總理
 及外務大臣の御意向を逐一報告すると共に、強て其申し上るものと

極秘

斗 五

在外公館

判斷されざる。會議に關しは、國務長官は今後の進め方を見
 定むる見地より、日本側の心精えに付、相互援助の進め方と云ふ
 点に於て、日本側は、總理より「日本憲法と抵触せざる相互援助

條約」と云ふ指示があるのみである。相互援助の前提の下に日本
 側が負ふべき義務の限りに於ては、海外派兵義務は含まずと云ふ
 点に於ては、明確な指諭を得て居ない。従而、
 問題に
 責任を

在外公館

長官が直内へ来た旨を如何に應酬すべきや先か考慮し置く
必要がある。

三、米國側の行く方を換するに、其條約を穿つたときとは、日米關係
は進つて米を考慮すべきは当然として、(より根本的には) 米國の利益の如何に決
議を満足させる様な措置援助の形を整へること及び日米國の極
東を保障政策上の軍事的要求に抵触せざるものがあることを
内閣を討つてある。

四、右の如きは、日本が攻撃せられたる米國が日本を援助するべき義務
に對して、日本は米國に對し如何なる義務を引受けざるやの如何に
あるか、海外派兵は除外せらるる、一、その場合に日本は
米軍に對し基地の使用を補給に協力するべき義務を負ふ
ことが考へられる。(自衛隊が日本内、日本を穿つべきは当然)
である。日本を穿つたもの、日本に在る米軍を援助するべきものは
米國に對し、日本は義務を負ふべきものには違ひない。而して右の

らうが、少くも、應に、格を、方々に、と、動し、得る、事、あり、陸軍、補給、部隊、は、
極東に在り、米軍、甚、其、の、補給、の、ため、に、任務、を、有し、又、其、の、艦隊、の、
補給、基地、と、して、横須賀、等、が、地、に、少、く、あ、つ、て、其、の、ため、の、海軍、甚、
其、の、隊、の、駐留、が、必要、に、な、る、事、あり、従、而、米、國、側、から、す、れば、
如何、なる、停、條、約、に、於、て、其、の、限、の、内、の、部隊、を、日本、に、駐留、せ、さ、る、格、
利、を、得、る、事、あり、其、の、必要、と、考、へ、る、事、を、思、は、れ、り、

六、停條約に於て、米軍の駐留を認むるべし、
現行の停條約に

於て、其の設備、使用、が、米、國、の、一方、の、決定、に、委、ね、ら、れ、こ、う、す、る、事、を、是、と、し、
得、べき、に、あ、る、即、ち、(A) 設備、を、米、海、軍、は、日本、防、衛、の、義務、を、有、す、る、
こ、の、ため、に、(B) 設備、を、米、海、軍、は、双方、の、合、意、に、基、く、こ、の、ため、に、(C)
使用、に、致、す、は、前、記、(D) 一、言、の、旨、に、別、と、し、之、を、協、議、事項、と、す、し、
得、べ、し、

七、以上を日本側から考へると、前記(三)(四)即ち日本の負ふべき義務と
致すは、何等な相互援助義務を考へるとは、前記(四)の程々の義務を

引渡すものもあればあるが、又三ヶ月前に五六に落ちた時
 軍艦隊の問題は、廣く日本共同を保障の軌道に之を判明さ
 せる、其問題こそ、彼は外國軍艦の駐留と云ふことは勿論である
 ことは、何れにせよ、其修繕を以てする目的は one-side である
 こと、即ち米軍が日本防衛の義務を負ふことと、其駐留の権利の
 ありがたきことと、右は米軍の使用が米國の「」の利益に依るべし
 といふことと、是れは、其にありと思はれる以上、其修繕は、米國の

負ふ義務に見合ふは、其に「義務を負ふ」ものであり、又日本が共
 同を保障体制を維持して日本の防衛を以て得るもの、これだけ
 である。

今圖の念は、其修繕の方向に進むべきや、其方向を決めることを主
 眼とするので、その際、先づ「一」日本側より「one-side」を
 決定するは、其にあり、是れの上、其の「」が「」であること、

在外公館